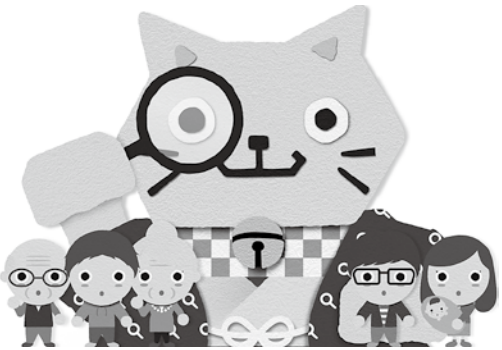


川根本町プレミアム付商品券事業を行います

町では、今年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い、「住民税非課税の方」や「小さな乳幼児のいる子育て世帯」の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券事業を行います。

購入できる方	川根本町に住民票がある方のうち、①または②に該当する方	
	①2019年度住民税非課税の方(2019年1月1日時点) ※住民税課税者と生計を同一にする配偶者・扶養親族・生活保護被保護者を除く。	②2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子のいる世帯
購入できる商品券の金額	購入対象者1人につき 25,000円 分 (販売額:20,000円)	2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さん1人につき 25,000円 分 (販売額:20,000円)
	※5,000円(販売額:4,000円)の商品券を5回に分けて購入することもできます。	
申請方法	対象となる可能性がある方には、後日、申請方法を記載した通知を郵送します。	申請は不要です。
購入方法	申請手続き終了後、9月頃から「購入引換券」を郵送します。	9月頃から「購入引換券」を郵送します。



●商品券の購入場所や商品券が使用できる店舗については、「購入引換券」の郵送とともにご案内します。

健康福祉課 地域福祉室 ☎05622224

健康福祉課 健康づくり室 ☎05622224

観光商工課 商工交流室 ☎(58)7077

利用者がメリットを実感できる**成年後見制度**にするために
「**診断書書式の改定と「本人情報シート」の導入**」
1 成年後見制度とは？
成年後見制度とは、認知症、知的障害などの理由で判断能力が十分でないご本人について、ご本人の権利を守る援助者(後見人など)を選び、ご本人を法的に支援する制度です。
ご本人の判断能力の程度の確認のための重要な資料として診断書が活用されています。

2 裁判所の取組(2019年4月より運用開始)

●診断書書式の改定

財産管理能力の確認に偏りすぎていた判断能力についての診断書の記載をよりの確な表現にするとともに、判定の根拠を具体的に記載する欄を設けました。

これにより判断能力の程度を一層的に確認できます。

●本人情報シートの導入

福祉担当者や、ご本人について日常生活においてできることや支援が必要なことを記載する「本人情報シート」の書式を作りました。

このシートは、手続きの様々な場面で資料として活用されます。

新たな運用により「よりの確な判断能力の判定」「より適切な後見人などの選任」が可能になり、ご本人の実情に合ったよりきめ細かな支援が実現します。

・成年後見制度について詳しく知りたい方は、
裁判所ウェブサイト内の「後見ポータルサイト」
(<http://www.courts.go.jp/koukenp/>)をご覧ください。



8月1日～31日は食中毒防止月間です

●食中毒予防は家庭から

食中毒は家庭でも発生します。3つの原則、6つのポイントで食中毒を防ぎましょう。

●食中毒防止の3原則

- 1 清潔(食中毒菌を付けない)
- 2 冷却・迅速(食中毒菌を増やさない)
- 3 加熱(食中毒菌をやっつける)

●家庭で出来る6つのポイント

- ①食品の購入 保冷剤(氷)などで冷やしながら、まっすぐ帰宅しましょう。
- ②家庭での保存 購入したものはすぐ冷蔵庫、冷凍庫に入れましょう(冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下)。
- ③下準備 洗剤でこまめに手を洗いましょう。調理器具・ふきんなどは洗って消毒しましょう。
- ④調理 調理前に手を洗いましょう。中心部まで十分に加熱しましょう(75℃で1分以上)。
- ⑤食事 食事の前に手を洗いましょう。室温で長時間放置しないようにしましょう。
- ⑥残った食品 温め直す時は十分に加熱しましょう(75℃以上)。時間が経ち過ぎたりちよっとでも怪しいと思ったら、思い切って捨てましょう。

★食品提供イベントを計画している皆様へ

花火大会や、地区夏祭り、バザー等で食品を提供するイベントを予定している場合は、事前にイベント会場を所管する保健所へご相談ください。

【問い合わせ先】

県中部保健所衛生業務課 054(644)9283
島田食品衛生協会 054(644)9159